

令和 8 年度
町 長 施 政 方 針



暮らしたくなるまち
みんなで作る 
日の出町 

令和 8 年 2 月 27 日
日 の 出 町

はじめに

令和8年第1回日の出町議会定例会の開催にあたり、令和8年度の施政方針を申し述べさせていただきます。

私は、昨年4月の町長就任以来、「人にやさしい協働のまちづくり」の実現を目指し、町政運営に邁進してまいりました。

昨年、日の出町は、昭和30年に新生「日の出村」が誕生し、昭和49年には町制を施行してから、令和7年をもって合併70周年・町制施行50周年という大きな節目の年を迎えました。

この周年行事を契機として、町民や事業者の皆様のご協力のもと実施いたしました数々の記念事業を通じ、今日の町の発展は、先人達の日夜たゆまぬ努力の積み重ねによるものであることを深く認識するとともに、町の魅力を掘り起こし、広く発信する好機となりました。

令和8年度は、合併70周年・町制施行50周年記念事業を通じて醸成した、町民の皆様との連携協働を更に高め、未来に向けて飛

躍する第一歩を踏み出す年であります。

第六次日の出町長期総合計画の初年度となる令和8年度が、元気に明るくスタートできるよう、全庁を挙げて切磋琢磨し、町民の暮らしに寄り添い、「日の出町に住んでよかった」と思える町政運営の実現に向け、全力を尽くしてまいりたい決意でございます。

6つの政策（基本目標）の展開

それでは、日の出町の将来像、「みんなでつくろう日の出町『暮らしたくなるまち』の実現」に向け、6つの基本目標の体系に沿って申し述べます。

1. こども・教育

初めに、基本目標1「こどもが夢や希望を持って健やかに育つまち」の分野の取り組みについてであります。

（子育て支援）

切れ目のない子育て支援につきましては、子育て家庭が安心して子供を生み育てることができる環境を整備していく必要があることから、子育て家庭に関する事務を専門的かつ集中的に執行するた

め、新たな行政組織として、子育て支援課を設置いたします。

まず、不妊治療に係る費用は、不妊に悩む方が多い中、依然として大きな負担となっていることから、東京都の助成制度の範囲を超える費用について、町独自で5万円を上限として支給する制度を新設いたします。

出産して間もない時期の母子を支援する方策としては、見守り支援員がご家庭を訪問し、子育てに関する悩みや不安に寄り添う伴走型の支援として、ファミリー・アテンダント事業を新規事業として実施してまいります。

また、希望する全ての出産間もない母子が産後ケア事業を利用できる仕組みを整備する必要があります。

このため、受入施設のエリア拡大により委託施設を追加し、宿泊型・通所型・訪問型など、利用者のニーズに合った選択肢を増やしてまいります。

近年、共働き世帯の増加や子育て支援ニーズの多様化に伴い、子育て家庭が孤立することなく、安心して育児ができる環境の整備が求められております。

全国的には、0歳から2歳の約6割が未就園児である中、多様な

ライフスタイルの中で、全ての子供の育ちと保護者負担の軽減を支援するため、こども誰でも通園支援事業を実施いたします。

このことにより、子供の発育や社会性の伸長、子育ての負担軽減、孤立感の解消に繋げてまいります。

また、子育てしやすい地域環境の整備では、子供の居場所づくりや児童の健全育成を目的として、民間団体との連携により、大久野地区に新たな児童館を整備いたします。

このことにより、地域間格差の解消を図り、平井地区・大久野地区双方の交流を促進し、質の高い地域に根差した児童館運営を実現してまいります。

日の出町の特色ある福祉施策として、「ひのでっ子ぱくぱく給食応援補助金」、「未来わくわく支援金」、「未来旅立ち支援金」についても、継続して実施してまいります。

(教育の充実)

次に、教育の分野についてであります。

子供達には、多様な個性が尊重される中で、学びを通じ自己の可能性を最大限発揮し、自らを切り拓く生きる力を身に付けてもらう必要があります。

町の教育大綱である「日の出町教育ビジョン2023」は4年目を迎え最終年度となります。

今後、更に、日の出町の教育を充実させるため、これまでの成果を継承するとともに、教育を取り巻く環境の変化に伴う課題を乗り越え、これからの時代に相応しい日の出町の教育の羅針盤となる教育ビジョンの改訂作業を進めることといたしました。

国の教育基本法に基づく第4期教育振興基本計画を参酌し、学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会の審議経過を踏まえ、総合教育会議や教育委員会、学校、地域、関係団体などと目標や課題を共有し、対話と熟議による新たな教育的価値を創造するとともに、第六次日の出町長期総合計画との整合を図り、社会総がかりの教育の実現を目指してまいります。

そのため、日の出町教育シンポジウムを開催し、これまでの日の出町教育ビジョン2023に基づく取り組みやその成果を多くの町民の皆様と共有するとともに、町民アンケートにより町民の皆様のこれからの日の出町の教育への思いや願いを受け止め、次期教育ビジョンの策定を進めてまいります。

近年の異常気象による酷暑への対策は、学校生活を送る児童生徒に欠かすことができません。

快適な学校生活と充実した学びを保障するため、令和7年度において、小中学校屋内運動場空調設備の設置及び、学校校舎照明のLED化、GIGAスクール端末の更新を進めてまいりましたので、これら学習基盤の積極的な活用により、児童生徒の教育環境の向上を図ってまいります。

また、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの学びを充実させるため、小学校低学年への人的措置によるエデュケーションアシスタント事業、別室登校指導支援事業、学校図書館司書の配置などを引き続き展開してまいります。

更に、連携協働の学校づくりを推し進めるため、学校運営協議会制度の導入によるコミュニティ・スクールを令和7年度は大久野中学校に設置し運営してまいりましたが、令和8年度においては、新たに平井小学校においても展開してまいります。

亜細亜大学の学生等を外部の指導員とする中学校部活動地域連携・移行推進事業や移動教室・修学旅行の補助事業の充実についても推進してまいります。

2. 健康・福祉・共生社会

次に、基本目標2「支え合い、誰もが健康で自分らしく暮らせるまち」の分野の取り組みについてであります。

(健康づくりの総合的推進)

まず、健康づくりの総合的推進では、健康寿命の延伸を目指し、令和8年度からスタートする第3次日の出町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画を強力に推進していくため、新たな行政組織として、健康推進課を設置いたします。

予防接種事業、特定健診やがん検診、保健指導を通じて、子供から高齢者まで、健康づくりと疾病予防に重点を置いた町民の健康維持増進を図ってまいります。

また、自分の健康に関心を持ち、誰もが主体的に健康づくりに取り組む習慣を定着させることで、健康寿命の延伸に繋がるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を実施いたします。

(予防体制・医療提供体制の整備)

予防体制・医療提供体制の整備では、在宅療養推進事業として、西多摩在宅安心サポート事業を実施してまいります。

(地域福祉の充実)

地域福祉の充実では、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など各分野における共通的な事項を定めた包括的な支援体制の構築が求められております。

そこで、令和8年度からの第2期日の出町地域福祉計画のスタートに合わせ、新たな行政組織として、福祉総務課を設置いたします。

近年、日常生活の課題が複雑化・複合化する中、子供・高齢者・障がい者・生活困窮者の分野を横断的に、切れ目なく支援していく体制整備の構築が求められております。

そこで、制度の狭間にいる方や複雑な課題を抱える方について、継続的な支援ができるよう、重層的包括支援体制の構築をはじめ、成年後見制度における中核機関の設置運営、ヤングケアラー支援体制構築事業などに取り組んでまいります。

(高齢者福祉の充実)

高齢者福祉の充実では、日の出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう各種事業を実施いたします。

日の出町の総人口に占める65歳以上の高齢化率は、令和8年1

月1日現在36.7%に達し、令和8年度の計画値や全国平均を上回っております。

そこで、新たな行政組織として、高齢者福祉施策を重点的かつ集中的に担う高齢介護課を設置いたします。

高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かし、ボランティア活動や世代間交流が促進されるよう、老人クラブ助成事業の充実を図ってまいります。

また、コロナ禍で休止していましたが敬老福祉大会を再開し、長年にわたり社会を支えてこられた皆様に感謝する機会としてまいりたいと考えております。

介護等の支援が必要な方や認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを目指し、介護支援専門員実務研修等の受講費助成事業やケアプラン点検業務委託、認知症施策推進事業などを通じ、予防・早期発見・早期対応に向けた体制強化を図ってまいります。

令和7年度から導入いたしました高齢者補聴器購入の助成事業や令和6年度に一部見直しを行いました「高齢者医療費助成事業」や「元気に長生き奨励金」については、継続して実施してまいります。

(障がい者福祉の充実)

障がい者支援については、障害者計画等に基づき、必要な支援やサービスを充実させ、誰もが自分らしい豊かな暮らしを実現できるよう取り組んでまいります。

特に、相談支援体制を強化するため、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点事業の整備に取り組みます。

基幹相談支援センターでは、相談事業における機能強化を図り、困難事例への対応や関係機関への支援調整の充実を図ります。

地域生活支援拠点事業では、緊急時の受け入れ体制の構築等、支援体制の強化を図ってまいります。

(共生社会の実現)

共生社会の実現では、文化・教育・経済・環境などの幅広い分野での交流を促進し、関係機関や包括連携協定を締結した事業者の協力も得ながら、国際姉妹友好都市の提携に向け、検討を開始していくことといたしました。

この取り組みを通じて、人権尊重・男女共同参画の推進・平和の継承など、多文化共生の意識醸成に努めてまいります。

3. 文化・スポーツ

次に、基本目標3「共に学び、豊かに暮らすまち」の分野の取り組みについてであります。

(生涯学習社会の形成)

生涯学習社会の形成に向け、人生100年時代に対応した誰もがいつでもどこでも学べる社会の実現を目指し、地域や企業との連携強化を図り、町民大学における幅広い生涯学習講座を展開してまいります。

(文化・スポーツの振興)

文化・スポーツの振興では、町民の皆様が生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じて、文化芸術・スポーツ活動を楽しむために、町の地域資源を有効活用し、多様な活動の場を提供することが求められております。

そこで、歴史や文化芸術に親しむ環境の充実に向け、文化財の保護・伝統芸能の保存継承として、民俗行事等映像記録作成補助事業を実施してまいります。

また、老朽化したスポーツ施設の更新を計画的に進めていくため、町民グラウンドのトイレ改修事業に着手していくことといたしま

した。

町民グラウンドは、多目的グラウンドとして、スポーツ団体の利用をはじめ、桜まつりや夏まつりの会場としても使われておりますので、「誰もが使いやすく快適なトイレ」をコンセプトに取り組んでまいります。

(総合文化体育センターの設置推進)

総合文化体育センターの設置推進につきましては、現在、町内には、郷土資料館やスポーツセンターはなく、図書館も手狭となる中で、三多摩都民が共同で利用できる総合的な文化・スポーツ施設を建設することは、広域行政の更なる進展に繋がるものと捉えております。

しかし、計画地は現在も東京たま広域資源循環組合の事業地であり、平成30年に策定した日の出町総合文化体育センター基本計画から8年が経過することから、社会情勢の変化や町民ニーズの再確認、計画地の安全性や利便性、施設規模や財源の検討など、基本計画の具現化を図っていく必要があります。

そこで、町民の皆様の生涯学習・郷土学習の場として、或いは健康増進やスポーツ活動ができる場として、関係機関や地元住民の皆

様とともに、設置に向けた基本構想の調査・検討を再開してまいりたいと考えております。

4. 生活・環境・安全安心

次に、基本目標4「豊かな自然と安全で快適な生活環境を保つまち」の分野の取り組みについてであります。

(計画的なまちづくりの推進)

まず、計画的なまちづくりとして、圏央道日の出インターチェンジ周辺に位置する三吉野場末地区は、あきる野市に隣接する市街化調整区域であり、あきる野市においては、この地区のまちづくり方針が既に策定されております。

また、三吉野清坊地区につきましては、三吉野工業団地や大規模商業施設などの新市街地に隣接する地区であり、利便性の高いエリアとなっております。

これらの状況から、この2つの地区は、秋多都市計画事業として広域的に都市基盤整備することが望ましいエリアであり、市街化区域への編入は喫緊の課題であると認識しております。

快適で利便性が高く、災害に強い安全安心なまちづくりに向け、

町民の皆様との合意形成に努めながら、令和8年度から市街化区域への編入に向けた準備を進めていく考えであります。

(道路・橋梁の整備)

町民の皆様生活を支える身近な公園や道路、橋梁などのインフラ施設につきましては、日常の安全点検を強化するとともに、施設の長寿命化や更新を計画的に進め、適切な維持管理を行ってまいります。

町内には、かつての農道から発展した狭隘道路が多数あり、車両のすれ違いや緊急車両の通行、雨水排水対策などで課題が生じております。

道路拡幅に向け、分筆登記の支援制度の開始など、狭隘道路の解消に向けた取り組みを推進してまいります。

また、街路灯につきましては、水銀灯が残っており生産終了時期が迫ってきておりますので、LED化に向け、設計及び施工を計画的に行ってまいります。

(住環境・公共交通の充実)

持続可能なまちづくりに向け、住宅政策及び交通政策につきましては、喫緊の課題と捉え、まちづくり課に住宅・交通政策係を新設

いたします。

まず、住環境の充実の面では、日の出町空家等対策計画及び、日の出町耐震改修促進計画に基づき、発生の予防や利活用の促進など、あらゆる側面から総合的な対策を講じてまいります。

特に、市街化区域内の空き家につきましては、移住・定住支援施策との連携を図るなど、住宅ストックとして有効活用を図るとともに、空き家バンク運営事業や所有者不明空き家等対策事業を通じて、空き家を増やさない取り組みを進めてまいります。

公共交通対策につきましては、高齢者或いは、交通手段を持たない方など、交通手段の確保は重要な取り組みであります。

都市計画マスタープランに掲げるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり理念に基づき、既存の公共交通機関の再編及び空白地域の解消を図ることで、誰もが使いやすく、安全で快適な交通手段を将来にわたって運行できるようにしていかなければなりません。

まずは、地域公共交通計画の策定に向けた状況調査と国や東京都と連携した会議体の設置などにより、エリア設定による運行の最適

化を目指し、デマンド型交通や自動運転を含め、検討を進めていくことといたしました。

併せて、令和8年度は、高齢者外出支援バスの充実、小学校登下校支援の充実を図ってまいります。

(自然環境の保全と公園の整備)

自然環境の保全と公園の整備につきましては、ひので野鳥の森自然公園を中心に、自然環境を保全しながら緑地の計画的な管理・整備を進めているところであります。

令和8年度におきましては、ひので野鳥の森自然公園高台の景勝地に展望台を設置し、イベント等の開催や自然環境教育などでの活用を推進してまいります。

都市計画公園として設置し、町民の皆様の利用が多い三吉野桜木中央公園に、インクルーシブ遊具の設置を進めてまいります。

クマ対策につきましては、人身被害が発生しないよう、関係機関と連携し、見回りや追い払い、市街地に寄せ付けない対策を進めてまいりますとともに、新たに、獣害アプリを導入することといたしました。

この獣害アプリは、野生動物による農作物の被害や目撃情報を入

力閲覧できる仕組みで、どの地区でどのような被害などが発生しているかを容易に確認できるものです。

(下水道の効率的な管理)

下水道の効率的な管理の面では、市町村下水道強靱化事業や官民連携による管理と更新など、効率的なマネジメントを推進してまいります。

(循環型社会の形成)

次に、循環型社会の形成につきまして申し述べます。

日の出町には、三多摩25市1町のための「谷戸沢処分場」、「二ツ塚処分場」、二ツ塚処分場の附属施設である「エコセメント化施設」の3つの「ごみ」の最終処分施設があります。

今日まで、地元自治会と東京たま広域資源循環組合との連携協力のもと監視体制を確立し、処分場の安全安心な管理運営に努めてまいりました。

設置から長い年月にわたり、関係者の皆様が取り組んでこられた熱意と努力に報いるためにも、公害防止協定及び地域振興協定を遵守し、環境先進都市として、環境に配慮したまちづくりを積極的に推進していかねばなりません。

ごみ減量の取り組みといたしまして、令和8年度は自治会や町内団体における資源回収事業が促進されるよう、有価物の補助単価の引上げを行い、循環型社会の実現を目指してまいります。

(消防・防災・防犯・交通安全対策)

災害対策につきましては、自治会組織の役割がますます重要でありますとともに、地域防災の要である消防団の人員確保に向け、処遇改善に力を注いでまいります。

防犯・交通安全対策につきましては、犯罪が発生しにくい環境の整備をはじめ、交通安全教育の充実など、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

こうした取り組みを担っていくため、新たな行政機構の改革の中で、協働推進課に防災防犯係を新設いたします。

警察や消防との連携をより一層強化し、消防団、交通安全推進員などと安全安心なまちづくりを推進してまいります。

消防団の団員報酬につきましては、西多摩地域の市町村と比べ低い状況にありますことから、全ての階級において報酬額の引上げを行うことといたしました。

また、日の出町独自の女性消防隊につきましては、消防団へ編入

することで、指揮命令系統が統一され、活動調整や情報共有が円滑に図られるとともに、社会保障や福利厚生が向上し、処遇改善に繋がることから、制度改正を行うことといたしました。

この他、Jアラート及び防災行政無線の更新など、設備の充実を図ることで、災害時の活動に万全を期し、町民の皆様の安全安心を確かなものとしてまいります。

防犯対策の強化につきましては、犯罪抑止効果を高めるため、学童クラブに防犯カメラ設置事業を進めてまいります。

5. 産業振興

次に、基本目標5「活気に満ちた成長するまち」の分野の取り組みについてであります。

(農林業の振興)

農業の振興につきましては、油田ポンプ敷地内に、共同利用作業施設を新たに整備し、収穫後の洗浄から袋詰め等の作業効率を向上させることで、地産地消型農業の推進に取り組んでまいります。

地場産農産物のブランド化を目指し、特産品の研究開発を奨励し、トマト、ブルーベリー、タケノコなどを活用した加工品の開

発、販売促進など、東京都やJ Aと連携協力し支援を行うとともに、地域経済の活性化を図るため、特産品等導入補助金を拡充してまいります。

また、獣害対策につきましては、野生動物による農作物被害が市街地まで及んでいることから、東京都やJ Aなどの関係機関と連携協力し、必要な対策を講じてまいります。

林道では、令和元年台風19号による災害復旧工事として、西の入・ホオバ沢林道について年次計画を立てて進めているところでございます。

(商工業の振興)

商工業の振興につきましては、商工会や関係機関と連携し、地元で懸命に頑張っておられる事業者の皆様の経営支援や操業支援など、地域経済の活性化と賑わい創出に取り組んでいく必要があります。

そこで、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギーや食料品価格等の物価高騰により影響を受けている町民の皆様、事業者の皆様の双方に役立つ、ひので暮らし応援券事業を実施していくことといたしました。

町独自の商品券を作成し、町民一人当たり 5 千円分を郵送により配付するとともに、65 歳以上の高齢者で低所得者の皆様には 3 千円分の商品券を追加で配付いたします。

この事業の実施により消費を町内に囲い込むことで、生活者支援と町内経済の下支えを図ってまいります。

また、新たに、奨励金や税制優遇などを盛り込んだ企業誘致支援制度の導入に取り組んでいくことといたしました。

企業誘致支援制度の導入により、町内に産業集積を図ることで、地域経済の活性化、雇用機会の創出、消費の喚起、移住・定住の促進など、職住近接の魅力あるまちづくりを進めてまいります。

(観光の振興)

観光振興につきましては、川遊びや山歩きなど、夏場に集中する観光客に年間を通じて訪れていただくため、日の出町の豊かな自然や観光施設をはじめ、歴史・文化・民俗に触れる機会を生み出していくことが重要であります。

令和 8 年度は、自然休養村さかな園が開園 50 周年、生涯青春の湯ひので三ツ沢つるつる温泉が開館 30 周年の節目を迎えます。

両施設とも町を代表する観光施設でありますので、この機会に周

年記念事業の展開による集客を図り、新規客の開拓やリピーターの獲得をはじめ、知名度の向上、町の魅力発信に取り組み、交流人口や関係人口の増加による地域経済の活性化を図ってまいります。

また、年間約15万人のお客様をお迎えしている、つるつる温泉に、新たにキャッシュレス決済を導入いたします。

キャッシュレス決済の導入により、ふるさと納税を活用した自治体ポイントを付与する仕組みにも応用できますので、地方創生の観点からも観光客の誘致に努めてまいります。

日の出山の山頂に建つ東雲山荘は、令和4年度に実施した耐震診断の結果により、利用を中止し現在に至っております。

日の出山は町のシンボルとして訪れる方々が多く、日の出町をPRするうえで欠かすことのできない大きな存在です。

このため、ガバメントクラウドファンディングを活用し、広く応援寄付金の募集を開始するとともに、令和8年度から耐震化事業に着手してまいります。

6. 行政改革大綱

次に、基本目標6「持続可能な行財政運営」の分野の取り組みに

ついてであります。

(開かれた行政と協働のまちづくりの推進)

現在、少子高齢化や人口減少、物価高騰、労働力不足など、社会経済情勢は一層厳しさを増しております。

これらの課題を新たなまちづくりの機会として捉え、変化する行政需要に柔軟に対応する持続可能なまちづくりが求められております。

開かれた行政と連携協働のまちづくりを推進するためには、行政だけで全ての課題を解決することは困難です。

町民の皆様とまちの将来像や課題を共有し、共に解決策を導き出していく対話型の行政運営に転換していく必要があると考えております。

そこで、令和8年度におきましては、地域に出向いて住民懇談会を開催することといたしました。

町民の皆様の意見に耳を傾け、多様な人々が繋がり連携しながら地域課題の解決に取り組むことで、町民の皆様に寄り添った「支え合いとふれあい」による「暮らしたくなるまち」が実現していくものと捉えております。

(広域行政・広域連携の推進、自立した自治体経営の推進)

広域行政の推進の分野では、今後、本格化する新学校給食センターの整備事業につきまして、あきる野市との連携を更に強化して取り組んでまいります。

また、地方創生の観点から、ふるさと納税・ネーミングライツ・クラウドファンディング・イメージキャラクター「ひのでちゃん」の商品開発等の手法も活用しながら、町の魅力を広く発信し、日の出町を訪れる人の数を増やすことで、移住・定住を促進していきたいと考えております。

日の出町の誕生から70年。日の出町が自立した自治体として、今後も持続可能な行財政運営を行っていくためには、様々な行政課題に対応する強固な組織と人材育成が極めて重要となります。

今後は、内部統制制度や人材育成基本方針に基づき、組織体制の強化に取り組み、社会で経験を積まれた多様な知識を有する人材も積極的に登用してまいります。

合併70周年・町制施行50周年を契機とした日の出町の新たな時代を築くため、職員とともに、挑戦する意識をもって、次の世代に繋がるまちづくりを進めてまいります。

結 び に

以上、令和8年度の主要な施策と取り組み姿勢について申し述べさせていただきます。

私が掲げる「人にやさしい協働のまちづくり」は、町民の皆様が将来に明るい希望を持ち、暮らしやすさを実感できるよう、町民の皆様と連携協力しながら、まちづくりを進めることでもあります。

このことに全力で取り組んでいく決意を申し上げ、令和8年度の施政方針といたします。

令和8年2月27日

日の出町長 東 亨